発議案第３号

新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書（案）

新型コロナウイルスワクチン接種は、医療従事者に対する接種が開始され、来月からは高齢者を優先に全国民を対象として本格化する。

全国民へのワクチン接種は、我が国にとって新型コロナウイルス感染症を克服するための切り札となる大事業であり、本県においても、市町や医療機関、関係団体との緊密な連携のもと、万全を期して取り組むこととしている。

また、実施に当たっては、安全かつ円滑な接種体制の整備、副反応情報の速やかな共有や医療機関の負担軽減など、迅速かつ丁寧に進めていかなければならならない。

よって、国においては、下記の事項について確実に取り組むよう強く要望する。

記

１　国として今後のスケジュール等の目安を速やかに示すとともに、ワクチンの種類や数量、供給時期、先行接種で得られた副反応事例など安全性に係る知見等について、国と地方自治体の間で十分かつ確実な情報共有を行うとともに、全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を行うこと。

２　医療従事者等の優先接種について、ワクチンの数量及び接種に必要な資材を十分かつ迅速に確保・供給するとともに、高齢者に対する優先接種への円滑な移行を図ること。

また、訪問系サービスを提供する介護従事者を含む全ての介護従事者について、条件を付すことなく、一律に優先接種の対象とすること。

３　高齢者への優先接種に際しては、接種の本格化に向け、段階的に接種範囲を広げながら、それまでに得られた知見を効果的に共有しつつ、検証・改善を着実に行い、高齢者の安心の確保につなげること。

４　接種体制を確保するため、ワクチン接種を実施する医療機関に対する接種委託費用については、十分なインセンティヴを持った単価設定とすること。

５　全国民を対象とした接種は、前例のない大規模なものとなることから、各地方自治体と緊密に連携の上、接種体制、医療機関の負担等について検証し、改善につなげること。

６　接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年３月１９日

香　川　県　議　会